

情報セキュリティ基本方針

第1条（目的）

当グループの情報資産をあらゆる脅威から守り、そのために必要な情報セキュリティの確保に取り組む、事業活動を継続的にかつ安定的に確保することが当グループの社会的責任であり、これを実現するために情報セキュリティポリシーを定めます。

全職員（正社員、協力会社、契約社員、パート、アルバイトを含む）は本趣旨を理解し、情報セキュリティポリシー、規程等を遵守します。

第2条（目標）

当グループは以下の情報セキュリティ目標を設定します。

- (1) 情報資産の機密性を確保し、情報が漏洩されないようにします。
- (2) 情報資産の完全性を確保し、情報が改ざんされないようにします。
- (3) 情報資産の可用性を確保し、必要な情報が必要なときに利用できるようにします。
- (4) 万一情報セキュリティ事故が発生した場合も、その被害を最小限にとどめ、迅速な復旧を行い、再発を防止します。

第3条（適用範囲）

当グループが管理する情報資産すべてを適用範囲とします。

また、その対象者はその情報資産を取り扱う者すべてに対し適用とし、外部委託先についても、本ポリシーに準拠した内容の契約を締結し、適用します。

第4条（組織体制）

情報セキュリティを実施するために「情報セキュリティ委員会」を設置します。

また、情報セキュリティ維持の責任者として「情報セキュリティ責任者」を設置します。

第5条（法令及び規程の遵守）

全職員は、厚生労働省の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」や、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」、「個人情報保護法」など情報セキュリティに関連する法令および業界のガイドラインなどを遵守します。

第6条（教育）

当グループ全職員ならびに当グループへの出向者に本ポリシーの内容を周知徹底し、情報セキュリティを維持するため、必要な教育を継続的に実施します。また外部委託先の職員にも周知徹底します。

第7条（事業継続管理）

災害、故障などによる事業の中断を最小限に抑え、事業の継続性を確保するよう措置を講じます。

第8条（継続的改善）

情報セキュリティが遵守されていることを点検するために、内部監査を実施します。

この監査による改善に加え、情報システムの変更や新たな脅威等の環境変化に対応した見直しを行い、継続的な改善を実施します。

附則

平成29年4月1日 施行